

5 部活動について

部活動については、以下のとおり段階的に通常の活動に移行する。

- (1) 児童生徒の心身の状況及びパフォーマンスの回復状況等を十分に踏まえて、可能な限り感染症対策を行った上で、通常の活動に移行する。移行にあたっては、慎重に活動計画を立て、過度な負担のかかる活動を避けるなど、怪我防止等に十分に留意する。
- (2) 児童生徒が密集する活動や、児童生徒が近距離で組み合ったり接觸したりする場面が多い活動、向かい合って発声したりする活動については、可能な限り感染症対策を行った上で、実施することを検討する。また、宿泊を伴う活動については、宿泊先等の地域の感染状況等を踏まえた上で、宿泊、合宿等に係る各種のガイドライン等に沿った感染症対策を講じることや、講じられていることを確認し、学校長の判断で宿泊を可能とする。
- (3) 実施に当たっては感染症対策を徹底する。
 - ・共用を避けることが難しい用具等を使用する場合は、こまめに消毒等をする。
 - ・活動場所については、可能な限り常時2方向の窓を同時に開けて換気を行う。困難な場合には、こまめに換気をする。
 - ・部室、更衣室等の利用に当たっては、少人数で短時間の利用とし、「三つの密」を避けることに留意する。更衣後は、ドアを開放して換気する。

別紙4 部活動について

1 段階的に通常の活動へ移行

- (1) 段階的な再開の期間を経て、児童生徒の心身の回復状況や実際の活動の様子を把握した上で、可能な限り感染症対策を行い、通常の活動に移行する。移行にあたっては、慎重に活動計画を立て、過度な負担のかかる活動を避けるなど、怪我防止等に十分に留意する。
- (2) 6月20日以降は休日の活動を可能とする。また、6月27日以降は他校との練習試合や合同練習会、合同発表会等を行うことも可能とする。その際、相手校が所在する地域の感染状況、感染症対策等を確認した上で、実施の必要性も含め、実施校の学校長が判断する。
- (3) 宿泊を伴う活動については、宿泊先等の地域の感染状況等を踏まえた上で、宿泊、合宿等に係る各種のガイドライン等に沿った感染症対策を講じることや、講じられていることを確認し、学校長の判断で宿泊を可能とする。

<参考> 運動パフォーマンス回復のための活動計画の例

期間	6月15日から26日		6月27日から7月3日	7月4日以降
期分け	適応期		試合再開準備期	試合再開期
目的	基礎体力の再構築 技術練習	基礎体力の向上 技術練習	専門体力の再構築 技術練習	専門体力の向上 技術練習
強度	70%程度	80%程度	90%程度	100%程度
活動時間	90分まで		長野県の部活動方針による	

※運動部に所属する児童生徒向けのパフォーマンス回復に向けた活動例となる動画等を作成し、ホームページで公開しているので参考にしてください。

2 感染症対策の徹底

(1) 全般に係ることについて

- ① 代替大会等の参加については、部活動再開の際と同様に、児童生徒本人と保護者の意向を尊重し、参加の強制とならないように十分に配慮する。
- ② 児童生徒に発熱等の風邪の症状が見られる時は、部活動への参加を見合わせ、自宅で休養するよう指導する。
- ③ 活動前後の手洗い及び咳エチケット等の基本的な感染症対策を徹底する。

(2) 感染リスクに十分配慮しなければならない活動等について

- ① 児童生徒が近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合って発声したりする活動については、可能な限り感染症対策を行った上で、実施することを検討する。
- ② 各競技において特性に応じたガイドラインが中央競技団体から示されている場合は、それに従って活動すること。

(3) 部活動で使用する用具等の扱いについて

部活動で使用する用具等（ポール、トレーニング器具、楽器、実験器具等）については、使用前後に消毒を行うとともに、児童生徒間で不必要に使い回しをしない。また、児童生徒は、用具等の使用前後に手洗い、消毒等をする。

例 飲料用ボトルやタオル・ビブスなどの共用はしない。